

戦時体制下における看護学の高等教育への展開

— 女子厚生専門学校および女子専門学校保健科の光芒 —

木野 涼介

1. はじめに

(1) 問題関心

本研究は、戦時体制下（1937年～1945年）における看護学の高等教育化とその顛末について検討する。戦時体制下、特に1940年代前半の看護学教育は、総体として捉えれば質を犠牲とし量の確保が図られたといえる¹。特に戦後看護改革における教育水準の飛躍的向上と対照したとき、看護教育の停滞・後退の時代との側面が強調される。しかし、例えば自然科学領域において1940年代は、その前半に「科学動員」への応答との形で機関の新設や体制の整備を行い、戦後それらの諸資源を継承する形で実現した発展期であった。看護学領域においても同様に、1940年代は、前半に戦時体制の深化による看護職²需要の高騰への対応との形ではありながら高等教育³への展開が見られ、後半にそれらの帰趨が問題となった時期でもある。

また、家政学は旧制専門学校を基礎とし1960年代の大学設置無規制期に大学進学需要の高騰を背景として設置大学・学部数を増大させた一方、看護学では設置基準自体は整備されながら1960年代の大学・学部数の大規模な増大は見られなかった。両者の比較史的検討に際しても「初期条件」である看護学における旧制専門学校の概況を明らかにする必要がある。

よって本稿では、戦時体制下、特に人的資源の枯渇に応答しドラスティックな改革のなされた1940年代前半の看護学の高等教育化を照射するとともに、その顛末ならびに看護学高等教育領域における戦時体制の新学制への影響を検討する。

(2) 研究史および背景の概観ならびに本研究の位置づけ

1) 先行研究の概観と評価

看護史の文脈においては、亀山（1984）⁴が、性役割分担に基づき看護は女性の職責であるとの前提の下、看護婦規則（1915年内務省令第9号）の改正による資格取得最低年齢の低下および修業年限の短縮、高等女学校卒業者への補習教育による看護婦免許付与などにより教育および看護職の質が低下していった過程を整理している。平尾（1999）⁵にては戦時体制下の看護職養成として陸軍病院、傷痍軍人結核療養所での養成と併せ医科大学厚生女学部の成立過程および内実につき論じられている。一方科学史の側面からは、廣重（2002、2003）⁶では戦時体制下の「科学動員」が科学行政の経験およびアカデミーの再編として戦後へ資産として継承されるとともに、戦時時期に急造された理科系高等教育機関が新制大学の基礎となったことを指摘している。教育史においては、近藤が一連の研究⁷において戦後初等・中等教育「保健科」の起源を

体錬科体操「衛生」に求める教育史上の通説に対し、初等教育と中等教育を峻別した上、前者に関し通説の妥当性を認めつつ後者に関しては高等女学校保健科との連続性を指摘し、島根県立松江高等女学校および鹿児島県立第一高等女学校における保健科の成立過程を実証している。

また、本稿における検討の前提となる1940年代の教育の概況については、高等教育史の領域において研究の蓄積が存在する。天野（1989）⁸は旧制専門学校を含む日本の高等教育の構造につき概観している。米田（1994・2000）⁹は1937年12月設置の教育審議会における審議経過を中心とし、前提となる社会状況および教育界における議論の蓄積、並びに教育審議会答申の政策としての実現過程をも射程に入れ、1930年代後半から1940年代前半の中等教育改革を概説している。ただし、これらはいずれも看護学およびその高等教育化を主たる関心としないため、女子厚生専門学校の新設や専門学校における保健科の設置についての言及は不十分である。

本稿では戦時体制下での教育年限の短縮等による看護職の質の低下を看護職総体の状況の把握としては妥当であると認識した上で、高等教育領域に局限し主に廣重の提示した科学動員による資産の形成と戦後への承継との構造を補助線として1940年代の看護学の把握を試みる。

2) 背景の整理

a. 旧制度下における高等教育の概況

1918年の大学令公布以前の日本における高等教育は、大別すれば大学（帝国大学）および専門学校¹⁰の二種の学校類型により構成された。帝国大学は入学資格を高等学校卒業とし、「国家ノ須要ニ応スル」人材を育成する直轄教育機関としてヒエラルキーの上位に位置した。一方で入学資格を中学校等とし「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」として多様な起源・教育内容の学校を包含する、私立学校を中心に構成される専門学校が量的には優位であった。1918年の大学令公布後は、一部の専門学校の大学昇格や大学新設がみられ高等教育の階層構造は帝国大学—大学—専門学校の3層となるが、依然として数的に多数を占める専門学校が教育要求を下層から支持していた。女子大学の設置が容認されなかった女子教育領域では、女子高等師範学校や帝国大学・大学への例外的入学を除けば専門学校が唯一の高等教育機会であった。

b. 女子専門学校に関する戦時措置

つづいて、1940年代の女子専門学校に関する戦時措置を整理する。教育審議会は1940年9月19日に「高等教育ニ関スル件答申」を行い、目的規定への「皇国ノ道ヲ体シテ」の挿入、年限（3年以上）、女子専門学校での「婦徳ノ涵養」への留意、女子専門教育の整備充実等が示された¹¹。1942年5月21日の大東亜建設審議会「大東亜建設ニ処スル文教政策答申」では、女子教育の根本的刷新による母性教育の徹底、文科的学科と理科的学科の「均衡」、私立大学・専門学校の官公立原則と国家統制等が打ち出された¹²。1943年1月20日には専門学校令改正により目的規定へ「皇国ノ道ニ則リテ」の文言が追加される。

1943年2月4日、文相橋田邦彦は私立大学専門学校の監督・助成と国家目的への即応性の確保のための対策を「明年度中」に確立すると表明した¹³。1943年5月22日には文相の岡部長景への交代後初の女子専門学校長会議が開催され、刷新案検討のための委員会設置が決定した¹⁴。以降概ね1943年12月頃まで検討が行われたものと考えられる¹⁵。1943年10月12日には「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定されるが、文系学校の教育内容の整備改善が謳われた（男子）専門学校等と異なり、女子専門学校は一応対象外とされた¹⁶。同年12月21日の「教

育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」にても「女子教育ニ関シテハ別途考究ス」との記述に留まり¹⁷、改革方針自体は提示されつつ具体的対応は明示されない形であったが、1944年1月10日に「女子専門学校教育刷新」が発表され、改革の具体像が示された¹⁸。

即ち、女子専門学校の学科を家政科（育児科・保健科・被服科に細分）、厚生科¹⁹を含む13科へ再編し、「学科課程編成上留意セル点」として「5、教職員、保健婦、看護婦ノ資格検定上ノ要求ヲ満ス様考慮ヲ為シタルコト」との注記が付される²⁰とともに、標準学科課程が示された。

c.各学校史における専門学校保健科

各女子専門学校・後身校の年史における保健科に関する記述は概して詳細を欠くが、いくらかの学校については参照すべき叙述が存在する。『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』²¹は長野県女子専門学校における保健科の設置につき1943年専門学校令改正による国家主義台頭の反映と捉えた上で、家政科の改組による「女子専門学校教育刷新案」への適合に際しては保健科への転換が最も容易な選択であったと述べている。また、1944年12月の保健科1年生2学期の試験問題を例示するが、「生理」は臨床的内容を含んでいる²²。また、『和洋学園八十年史』²³は、専門学校令・中等学校令改正や戦時体制の国民生活への要求の影響に触れつつ、家政科の内容の複雑化に伴う専門分化として被服科・保健科への改組を捉えている。『同志社百年史 通史編2』²⁴は、女子専門学校において1943年度中から文部省の意見を斟酌し「厚生科」設置の準備が進められ、看護婦・保健婦養成に係る実習場も同志社厚生館、佐伯病院を充てるものと想定していたが、文部省の示唆により家政科の育児科・保健科・被服科への分化へ落ち着いたとする。一方で、単に学科が変更された旨の記載のみが存在する学校も多い。特に『京都女子学園八十年史』²⁵は、京都女子専門学校へ同時期に設置された東亜科については詳述し、課程表も掲載しているが、保健科については直接の記載が存在しないことも興味深い。

d.近代日本における「看護職」の外延

看護婦を保健婦・助産婦の基礎資格として規定した保健婦助産婦看護婦令（1947年政令第124号）制定以前から、保健婦・助産婦・看護婦は一定の制度的・実質的集合を構成していた。

産婆規則（1899年勅令第345号）および看護婦規則（1915年内務省令第9号）に遅れ、1941年には保健婦規則（厚生省令第36号）が制定される。保健婦規則に基づく私立保健婦学校保健婦講習所指定規則（1941年厚生省告示第301号）においては、第二種学校講習所・第三種学校講習所の入学資格としてそれぞれ看護婦免許・産婆免許の保有が規定され、最低修業年数は6ヶ月（第二種）・1年（第三種）とされた。第一種学校講習所の修業年限が2年以上であるから、看護婦・産婆は保健婦の基礎資格として認識されていたといえる。また、保健婦規則制定以前の保健所法（1937年法律第42号）に基づく「保健所設置認可申請ニ関スル件」（1937年8月13日衛発第437号）が職種としての保健婦に看護婦または助産婦の採用を要求していたことも上記と通底する。その後、1947年の保健婦助産婦看護婦令公布により、保健婦・助産婦・看護婦を「看護職」とする法制が成立した。なお、国民医療法の廃止に伴い保健婦助産婦看護婦令は保健婦助産婦看護婦法（1948年法律第203号）として再制定され、現代に至っている。学科課程は当初厚生省所管の機関のみを対象とする保健婦助産婦看護婦養成所指定規則（1947年厚生省令第28号）において規定され、後に文部省管下の機関をも対象とした保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（1949年文部省・厚生省令第1号）に継承され現在に至っている。

上述の理由により、本稿では看護婦規則に基づく看護婦に加え保健婦規則（1941年厚生省令第36号および1945年厚生省令第21号）による保健婦、産婆規則・助産婦規則による産婆・助産婦をも一応「看護職」として扱う。

(3) 分析の対象と方法

1) 分析の対象

本稿では対象とする専門学校の基礎的な状況につき『専門学校資料（下）』（1956）²⁶を、教員免許令（1900年勅令第134号）に基づく無試験検定の許可状況については船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』（2005）²⁷（以下、『歴史的研究』資料編）という）を参照した。そして、各専門学校における学科課程、教員組織等の実態につき国立公文書館所蔵文部省文書「学則、規則に関する許認可文書・専門学校」「学則、規則に関する許認可文書・実業専門学校」²⁸（以下、「学則変更許認可文書」という）により明らかにした。さらに、戦後旧学制に基づき設置された女子専門学校保健科の事例である滋賀県立女子専門学校については、滋賀県立公文書館所蔵文書「看護」²⁹を活用した。なお、上記の外「学則変更許認可文書」以外の国立公文書館所蔵文部省文書を適宜参照している。

2) 分析の方法

まず、『専門学校資料（下）』『歴史的研究』資料編を用い、前者により各学校の基礎的情報（設置・廃止年月、保健科を含む学科等異動年月、新制移行後の承継学校等）を、後者により教員無試験検定の許可状況（許可告示年月日、許可科目、許可対象者）を整理する。その上で、戦時体制下において新設された女子厚生専門学校については各学校史、新聞記事等の出版物および国立公文書館所蔵文部省文書を用い設置の背景、目的と実態、ならびに戦後新学制移行期における顛末を析出する。また、1944年4月に転換が集中する女子専門学校保健科につき、「学則変更認許認可文書」を用い転換の背景、学科課程・教員組織の実態を明らかとする。併せて、戦後設置の専門学校保健科の事例として滋賀県立女子専門学校保健科につき、滋賀県立公文書館所蔵文書および国立公文書館所蔵文部省文書を中心に検討する。

2. 戦時体制下の看護学高等教育

(1) 女子厚生専門学校厚生科の設置

1903年の専門学校令による専門学校制度の確立以降、長らく聖路加女子専門学校が看護学教育を行う唯一の専門学校であったが、戦時体制下において東京女子厚生専門学校および京都女子厚生専門学校の2つの女子厚生専門学校が成立している³⁰。各学校の設立経緯は学校史に詳しい。以下、両校を便宜的に戦時新設校と呼称する。

東京女子厚生専門学校は東京女子医学専門学校の創設者である吉岡弥生により1942年4月から計画されていたものであり、1943年7月24日に設置認可がなされ1944年4月に開校された³¹。1943年当初は教員養成が主目的であったようだが、開設時の目的規定には「婦徳を涵養すると共に国民体力の向上を図り、一般国民に育児保健衛生の普及をなし其指導者たる婦人並びに中等学校教員養護訓導及保健婦等を養成」とされ保健婦養成が包含された。後に実際に保健婦規則に基づく養成所の指定を受けている³²。

京都女子厚生専門学校は、家政学園高等女学校・家政学園女子商業学校を設置していた財団

木野：戦時体制下における看護学の高等教育への展開

法人家政学園³³により 1945 年 3 月 14 日に新設された学校である。従前より女子専門学校設置構想を有していた家政学園理事大島徹水が、保健衛生に関する学校であれば 1 校のみ認可するとの文部省の方針を受け設置に至ったものである³⁴。

両厚生専門学校の設立経緯はミクロな視点からはそれぞれ異なるといえるが、「科学動員」と同様、ここでは看護職の供給として表出した戦時体制下における国家的要請への応答要求と私立学校のオートノミーとしての展開欲求が看護教育領域においてマッチしたとの観点からは、看護教育の構造的な高等教育化といえよう。

(2) 女子専門学校における保健科の設置・転換

1) 概要

1944 年 4 月、女子専門学校の家政科は一斉に改組され、被服科、育児科とともに保健科が設置された(表 1)³⁵。これは直接的には「女子専門学校教育刷新」への対応といえる。また、背景には女子中等学校制度の改革による「家政科」の「家政科家政・家政科保健・家政科育児・家政科裁縫」への分割・教員免許検定科目への上記科目の追加が存在するものと考えられる³⁶。

表 1 保健科を設置した女子専門学校の一覧³⁷

#	名称	種別	設置年月日	廃止年月日	設置者	新学制に転換した学校名	保健科開設	保健科閉鎖	保健科無試験検定許可年月日	保健科試験検定許可注記	無試験検定対象者卒業年月	告示年月日
1	岩手県立女子専門学校	公立	1946/5/31	1953/4/8	岩手県	盛岡短期大学	1946/5	1947/10				
2	宮城県女子専門学校	公立	1926/3/18	1951/3/31	宮城県	東北大学	1944/4	1947/10	1946/1/7	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
3	公立女子専門学校	公立	1943/4/24	1952/6/21	東京都	東京都立大学	1944/4	1947/10	1948/3/16		1948/3	1948/4/13
4	長野県女子専門学校	公立	1929/3/5	1952/7/5	長野県	長野県短期大学	1944/4	1947/10	1944/10/15	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
5	岐阜県専門学校	公立	1946/5/30	1951/9/26	岐阜県	岐阜短期大学	1946/5	1947/10				
6	名古屋市立女子専門学校	公立	1947/3/31	1951/6/23	名古屋市	名古屋女子短期大学	1947/3	1947/10				
7	滋賀県立女子専門学校	公立	1947/3/3	1951/4/20	滋賀県	滋賀県立短期大学	1947/3	1947/10				
8	京都府立女子専門学校	公立	1927/3/28	1951/4/20	京都府	京都大学	1944/4	1947/10	1945/1/24	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
9	大阪府女子専門学校	公立	1924/2/2	1951/9/26	大阪府	大阪女子大学	1944/2	1947/10	1945/9/19	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
10	鳥根県立松江女子専門学校	公立	1946/3/30	1954/1/14	鳥根県	鳥根県立女子家政短期大学部	1946/3	1947/10				
11	尾道市立女子専門学校	公立	1946/3/30	1952/8/21	尾道市	尾道短期大学	1946/3	1947/10				
12	広島女子専門学校	公立	1928/3/3	1951/9/26	広島県	広島女子短期大学	1944/5	1947/10	1944/11/5	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
13	山口県立女子専門学校	公立	1941/2/12	1951/9/26	山口県	山口女子短期大学	1944/3	1947/10	1944/10/19	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
14	福岡県女子専門学校	公立	1922/6/7	1951/5/1	福岡県	福岡女子大学	1944/4	1947/10	1944/9/11	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
15	長崎県立女子専門学校	公立	1947/2/28	1951/6/23	長崎県	長崎県立女子短期大学	1947/2	1947/10	1948/2/9	取扱継承承認	1947/3	1948/2/23
16	熊本県立女子専門学校	公立	1947/3/31	1951/4/20	熊本県	熊本女子大学	1947/3	1947/10				
17	鹿児島県立女子専門学校	公立	1947/3/31	1951/9/24	鹿児島県	鹿児島県立短期大学部	1947/3	1947/10	1948/2/9	取扱継承承認	1947/3	1948/2/23
18	鹿女子専門学校	私立	1947/3/31	1951/3/31	鹿学園	鹿女子短期大学	1947/3	1947/10				
19	東北女子専門学校	私立	1946/5/31	1955/4/13	栗田学園	東北女子短期大学	1946/5	1947/10				
20	千葉敬愛女子専門学校	私立	1947/3/31	1951/3/31	長月学園	千葉敬愛短期大学	1947/3	1951/3				
21	和洋女子専門学校	私立	1928/10/15	1951/3/31	和洋学園	和洋女子大学	1944/4	1947/10	1944/9/8	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
22	青山学院女子専門学校	私立	1933/4/1	1951/9/22	青山学院	青山学院女子短期大学	1944/4	1947/10	1945/1/24	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
23	大妻女子専門学校	私立	1942/3/31	1951/9/22	大妻学院	大妻女子大学	1944/4	1947/10	1945/1/26	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
24	立女子専門学校	私立	1925/4/1	1951/9/22	立女子学園	立女子短期大学	1944/4	1947/10	1947/5/14		1947/3	1947/6/5
25	実践女子専門学校	私立	1925/1/8	1951/3/31	実践女子学園	実践女子大学	1944/2	1947/9	1945/1/24	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
26	女子美術専門学校	私立	1929/6/22	1953/5/6	女子美術大学	女子美術大学	1944/4	1946/2				
27	大田女子専門学校	私立	1927/2/19	1951/9/22	武蔵野女子学院	武蔵野女子短期大学	1944/4	1947/10	1944/11/4	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
28	東京家政専門学校	私立	1927/7/23	1954/9/19	東京家政学院	東京家政学院短期大学	1944/4	1947/10	1944/10/31	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
29	東京女子経済専門学校	私立	1926/3/29	1950/3/21	東京文化学園	東京文化短期大学	1944/3	1947/10	1950/3/1	1947/4/1	1947/3	1947/4/22
30	東京女子専門学校	私立	1922/3/9	1951/9/22	湯辺学園	東京家政大学	1944/4	1947/10	1948/4/11/25	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
31	日本女子大学	私立	1904/2/26	1952/4/16	日本女子大学	日本女子大学	1944/4	1946/4	1945/1/26	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
32	関東学院女子専門学校	私立	1946/3/31	1951/3/31	関東学院	関東学院女子短期大学部	1946/3	1947/10				
33	京浜女子家政理学院専門学校	私立	1943/1/30	1954/9/6	臨井学園	京浜女子短期大学	1943/1	1954/9	1946/5/7		1946/9	1948/8/29
34	福生女子専門学校	私立	1911/1/13	1953/6/16	相模女子大学	相模女子短期大学	1944/4	1947/10	1944/9/8	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
35	安城女子専門学校	私立	1930/4/18	1951/7/10	安城学園	安城学園女子短期大学	1944/4	1947/10	1947/6/23		1947/3	1947/7/16
36	金城女子専門学校	私立	1927/3/8	1955/6/13	金城学院	金城学院大学	1944/3	1947/10	1945/1/29	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
37	相山女子専門学校	私立	1929/5/24	1951/12/14	相山学園	相山女子短期大学	1944/4	1954/10				
38	聖女子専門学校	私立	1946/3/30	1951/12/14	聖学園	聖学園短期大学	1946/3	1947/10				
39	京都女子専門学校	私立	1920/3/29	1951/3/31	京都女子学園	京都女子大学	1944/4	1947/10	1944/9/11	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
40	光華女子専門学校	私立	1944/4/11	1951/3/31	光華女子学園	光華女子短期大学	1944/3	1947/10	1947/4/1		1947/3	1947/4/22
41	同志社女子専門学校	私立	1912/1/14	1952/6/19	同志社	同志社女子大学	1944/4	1947/10	1944/9/14	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
42	大谷女子専門学校	私立	1930/4/2	1951/9/22	大谷学園	大谷女子短期大学	1944/4	(1947/10)	1945/1/24	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
43	樟蔭女子専門学校	私立	1925/12/25	1951/3/31	樟蔭学園	大塚樟蔭女子大学	1944/4	1945/4	1945/1/29	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
44	東洋専門学校	私立	1946/5/29	1951/3/31	大阪城大学	大阪城大学	1946/5	1947/10				
45	相愛女子専門学校	私立	1928/3/31	1955/6/13	相愛学園	相愛女子短期大学	1944/4	1947/3	1948/2/2		1948/3	1948/2/23
46	神戸学院専門学校	私立	1909/10/1	1954/7/14	神戸女子学院	神戸学院大学	1944/4	1954/7	1944/9/14	取扱継承承認	1947/3	1947/4/18
47	武庫川女子専門学校	私立	1946/2/25	1951/9/22	武庫川学院	武庫川女子短期大学	1946/2	1951/9				
48	岡山清心女子専門学校	私立	1944/2/25	1951/9/22	ノートルダム清心学園	ノートルダム清心女子大学	1944/2	1951/9	1947/6/23		1947/3	1947/7/16
49	広島女学院専門学校	私立	1932/2/1	1954/6/14	広島女学院	広島女学院	1944/4	1947/4				
50	南青女子学院専門学校	私立	1946/3/30	1951/12/12	南青学院	南青女子短期大学	1946/3	1947/10				
51	活水女子専門学校	私立	1919/4/11	1951/9/22	活水学院	活水女子短期大学	1944/4	1947/11				

保健科の転換・設置の状況を整理すれば次の通りである。まず設置の時期であるが、保健科を設置した女子専門学校全 51 校のうち、1945 年までに保健科を有するに至った 34 校中 26 校が 1944 年 4 月に転換を実施している。その余の 8 校中 7 校についても設置の時期は 1944 年上半旬(2 月～5 月)である³⁸。また保健科の教員無試験検定につき認可を受けた学校は 32 校存在するが、うち 30 校が 1945 年以前に保健科を設置した学校となる。

なお、検討の前提として史料残存状況の概況を示す。国立公文書館所蔵文部省文書において

は、4校（長崎県女子専門学校、鹿児島県立女子専門学校、千葉敬愛女子専門学校、西南女子学院専門学校）を除き学校別の簿冊が残存している³⁹。そのうち、保健科設置前後での学科内の教授内容まで含めた課程表の比較が可能であった学校は15校だった（後述）。また、保健科設置前後の教員一覧等が添付される等の形態にて教員組織の比較が可能であったのは7校である⁴⁰。

2) 専門学校保健科の性質

女子専門学校における「保健科」の学科設置趣旨は、言説レベルでは看護職養成をも包含するものとなっている。即ち、例えば文部教学官の二方義⁴¹は文部省の公式見解提示の場ともいえる『文部時報』にて「教育目標は主として教職員の養成にあるが、勿論、必ずしも教職員たることのみを要せず、例へば育児科の出身者が托児所や保育所に活躍し、或は保健科の出身者が工場の労務管理や寮母或は保健婦の如きたることをも予想せられて居る」⁴²と解説している。また、東京女子高等師範学校校長の下村寿一⁴³も「第一に、家政科は、主として女子中等学校の家政・育児・保健・被服の教員養成をめざすのであるが、しかし必ずしも教員に限らず、例へば保健科の卒業生が保健婦や寮母として勤務し、育児科の卒業生が保育所や託児所に進出するなど、国民生活の確保に必要な実務に就くことが要求され、かゝるものとして錬成することゝなったのである」と述べている⁴⁴。

しかし、実態としては大部分が高等女学校の学科目再編に伴い成立した家政科保健の教員養成を目的としたものであるといえるであろう。時系列は前後するが、実際に1947年から1948年にかけて1944年4月に家政科を保健科へ改称した専門学校の多くが、1944年4月の入学者の卒業年に対応する形で高等女学校家政科保健教員免許の無試験検定認可を獲得している⁴⁵。一方でこの時点では保健婦規則・私立保健婦学校保健婦講習所指定規則上の指定を受けた専門学校については確認されていない^{46,47}。

3) 教育内容の実態

女子専門学校保健科の性質をより詳細に検討するため、学科課程、教員組織及び生徒定員から実態を析出したい。表2は「女子専門学校教育刷新」に示された保健科の学科課程と実際に保健科を設置した専門学校のそれとの比較である。従前は専門学校の課程編成に各学校の広汎な裁量が認められていたことを考慮すると、「女子専門学校教育刷新」へ適合する形で均質性の高い学科課程へ改変されたと把握しうる。

しかし、大部分の専門学校においては保健科への名称変更以前から「家政」「家事」の下位科目（科目内の教授内容）として「看護」「衛生」が存在していたし⁴⁸、一部の専門学校では単独の学科目として「保健衛生」⁴⁹が設定されており、保健科への改組はこれらの顕在化であった。

例えば、宮城県女子専門学校においては、1944年の保健科転換に伴い「生理」、「衛生」、「保健」の各科目が設定されるとともに、「教育」において学校衛生が教授されることとなったが、転換前の家事科学科課程（1938年）においても「家事」の下位科目として「身体」が存在し、生理・衛生、薬物、育児・看護の教育がなされていたことを確認できる⁵⁰。

京都府立女子専門学校の事例では、保健科転換前の家政科家事における保健関連科目の週時間数が判然としているためより精緻な比較が可能である。保健科設置前の家政科家事学科課程（1943年）においては家事の下位科目として「生理衛生及保育養老看護」が存在し、「生理衛生学」を2年次に週2時間、保育養老看護を3年次に週2時間教授しており、週あたり総教授

の連続性が推察しうる。例えば、京都府立女子専門学校では、学科増設（理学科）・授業料増額等に係る学則変更認可申請書類（1943年2月3日付）⁵⁴に教員一覧の掲出された「京都府立女子専門学校一覧 昭和十七年度」が添付されているとともに、保健科への転換・理学科の物理化学科への転換・授業料増額等に係る学則変更認可申請書類（1944年3月31日付）⁵⁵には「昭和十九年度担当学科並時間一覧表」が添付され、保健科への転換後における教員別担当学科目が記載されている。採用予定者も含めた1944年度の新任者は17名存在するが、うち8名は修練⁵⁶担当の教員であるほか、その他の新任教員も物理化学科・理学科の授業を担当する者が大半を占める。保健科関連では生理（保健科・週3時間）を担当する新任教員1名の採用が予定されているほかは、既存教員が「保健科」移行後の相当学科目をそのまま担当していることが判然とする。

広島女子専門学校については、別科の移管に係る学則変更認可申請書類（1940年4月8日）⁵⁷に添付書類として教員一覧が付され、また数学科設置・保健科転換等に係る学則変更認可申請書類（1944年4月13日）には「教員組織表 昭和十八年度 昭和十九年二月九日現在」「昭和十九年度以降学級増加組織変更完成迄ノ教員組織予定表」が添付され、保健科転換以降の担当科目および教員採用予定を確認できる。しかし、同時期に新設の数学科関連科目および「防護訓練」⁵⁸担当教員の採用予定はある一方、他の学科目は既存教員の担当が想定されている。

樟蔭女子専門学校においては、保健科への転換に際する学則変更認可申請書類⁵⁹（1944年1月26日付）に1944年・1945年・1946年の各年度の教員配当予定表が添付されており、対1944年度比で1945年に12名、1946年に18名⁶⁰の新任者の採用が予定されている。しかし、保健科転換に直接関連する新任者は1945年度の「生理衛生」担当兼任教員1名、1946年度の「生理衛生」担当専任教員および「母性保健、保健」担当兼任教員各1名の延3名⁶¹である。かつ、保健科転換以前から在任の竹村一（専任教授・大阪医専卒、医学博士）、福田稔郎（兼任・日本大学医学部、医学博士）も継続して「小児保健」「生理衛生」を担当するものとされている。また、1945年11月30日付学則変更認可申請書類⁶²にては、1946年度の教員配当予定表を確認できるが、「生理衛生」担当専任教員1名につき交渉中とされているとともに、上述の竹村、福田が新任者担当予定分以外の保健関連科目を分担する形となっている。

生徒定員に関しては、1944年に保健科を設置した33校中従前の家政系学科の定員をそのまま承継した学校が10校（公立4校・私立6校）、定員を増加させた学校が17校（公立4校・私立13校）、定員の減少した学校が3校（私立3校）、不詳1校（私立1校）、新設2校（私立2校）となっている。特に私立学校については24校中13校が定員を増加させ「拡大」とも捉えうるが、女子専門学校教育刷新に基づく多様な学科系統の3年制の本科への一本化との側面が強い。即ち、例えば神戸女学院専門学校では、高等部家事教育科（入学定員40名・総定員120名）が育児科（入学定員40名・総定員120名）および保健科（入学定員80名・総定員240名）へ改組され定員増の形態となるが、同時に家政系学科のみでも高等部家事教育科予科（入学定員30名・1年制・総定員30名）、高等部家政科予科（入学定員30名・1年制・総定員30名）、高等部家政科（入学定員90名・2年制・総定員180名）が廃止、専門学校全体でも大学部・予科の廃止がなされ英語系・音楽系学科も含めた総定員では増減なきものとなっており、その他の私立専門学校も概ね総定員数で測れば減少または1割程度の増加に留まっている⁶³

よって、総じて見れば「保健科」とは現存の科目の構成や射程を既存の教員資源と調和可能な形で再編した、保健科教員および公衆衛生指導者養成の国家的要求と女子専門学校の現実の妥協点に成立した学科といえよう。一方で、専門学校に「保健科」の類型が設定されたことは、後述するが戦後の看護学高等教育に一定の影響を及ぼすこととなる。

3. 学制改革期の看護学高等教育

(1) 女子厚生専門学校

女子厚生専門学校（専門学校厚生科）は、戦時新設校とその余の学校で明暗が分かれた。第二次世界大戦以前から専門学校として看護教育を行っていた聖路加女子専門学校については1954年に短期大学へ移行した。戦前は専門学校としての教育こそ行っていなかったものの看護教育の実績を有した日本赤十字社および天使病院はまず旧制専門学校として日本赤十字女子専門学校（1946年6月29日設置）、天使女子厚生専門学校（1947年3月31日）を設置し、新学制への移行に際しては日本赤十字女子短期大学、天使厚生短期大学へ転換した。

一方、戦時新設校はいずれも新学制へ移行することなく廃校となった。東京女子厚生専門学校は事実上の母体たる東京女子医学専門学校の新制大学移行に人的・物的資源を集中させるため東京女子厚生専門学校の新制移行を放擲した⁶⁴。京都女子厚生専門学校は志願者自体の減少を事由として廃止されている^{65,66}。また、1942年設立の弘前高等家政女学校（弘前養護訓導養成所）を起源に持つ弘前女子厚生学院は、1946年5月30日に弘前女子厚生専門学校へ昇格、保健師法案の要求水準を充足する教育内容の実施を認められつつも新学制への移行には頓挫し、1956年3月の専門学校廃止により看護教育から撤退する形となる⁶⁷。

(2) 女子専門学校保健科

戦時体制下での行政当局による強い指揮にて成立した女子専門学校保健科は、1947年9月20日の学校教育局長通達「女子専門学校保健科の改称について」⁶⁸に基づき、一部の例外を除いて同年10月に生活科学科へ改称し⁶⁹、その後の新制大学・短期大学移行に際しても家政学系学科として展開してゆく。「女子専門学校教育刷新」による保健科設置以前の状況からすると当然ではあるが、理念的には保健婦養成をも包含しながら看護学教育に与えた影響は僅かとなった。

一方で「保健科」の学科類型の存在が戦後の高等教育における看護学教育に影響を及ぼしたと考えられる事例が滋賀県立女子専門学校保健科である。滋賀県立女子専門学校は1947年3月に旧制専門学校として英文科・保健科・被服科の3科にて設置され、保健科の科目構成は他の専門学校保健科と同様であるものの「保健」への授業時間配当が突出しており⁷⁰、当初から専門学校における保健婦養成を想定していたものと考えられる⁷¹。1949年4月11日には保健婦規則（旧法）に基づく保健婦養成所の指定を受け、1950年及び1951年に2回の卒業生を送り出している⁷²。しかし、新制大学、具体的には滋賀県立短期大学へ承継されることはなく、同大学における看護教育の開始は1971年を待つこととなる⁷³。

4. おわりに

戦時体制の深化と看護職需要の高騰を背景とする1940年代前半の看護学教育は、総体としては質の低下と量の確保を基調とするが、本稿での検討の通り局所的には女子厚生専門学校の

新設および専門学校保健科の設置との形態で高等教育への展開が見られた。

女子厚生専門学校は保健婦養成を目的に包含する専門学校であり、東京女子厚生専門学校および京都女子厚生専門学校の2校が新設された。専門学校保健科は1944年1月10日の「女子専門学校教育刷新」および先行する女子中等学校の教育改革に基づき、既存の女子専門学校家政系学科の転換として設置され、言説レベルでは看護職養成をも想定していた。一方実態として教育課程、教員組織等に外形ほどの質的な変革は見られず、保健科教員および公衆衛生指導者養成の国家的要求と女子専門学校の現実の妥協点に成立した学科といえた。

戦時体制の終焉による看護職需要高騰の沈静化の結果、戦時に新設された女子厚生専門学校は学制改革による新制大学移行または廃校との選択を迫られたことも相俟って廃止され、専門学校保健科は家政系学科に復した。「専門学校保健科」の類型の創出は、滋賀県立女子専門学校において「保健科」の構造を活用する形態で保健婦養成が行われたとの形で影響を及ぼしたが、滋賀県立女子専門学校における保健婦養成は新制大学へは継承されなかった。結果として、看護学領域における戦時体制下の「高等教育への展開」が戦後に与えた影響は限定的であった。

本稿にて明らかにした女子厚生専門学校および女子専門学校保健科の台頭と退潮は、戦後教育改革によって生じた制度的断絶に翻弄された結果ともいえる。即ち、学制改革は高等教育の周縁ゆえの緩慢な規制を謳歌した専門学校として存続することを許容せず、新制大学への移行または撤退を迫った。それゆえ、戦時設置の女子厚生専門学校は撤退を選択し、女子専門学校保健科は家政科に復し新制への移行を模索した。また、上記の結果として看護学は家政学と比し大学・短期大学への昇格母体たる学校および旧制専門学校での教授経験を有する教員の双方のプールにて数的に劣位な状態で本格的な新学制の施行を迎え、この状態が以降の高等教育化の初期条件となった。戦後教育改革期に形成された初期条件の、1960年代の大学拡張期およびそれ以降の看護学高等教育機関および看護学の展開への影響を今後の課題とする。

註

¹ 日本赤十字社の乙種・臨時救護看護婦制度創設や「女子中等学校卒業生ニ対スル看護婦免許二関スル件」(1943年12月28日厚生省発衛第128号、各地方長官へ厚生省衛生局長・文部省国民教育局長・文部省体育局長通牒)による速成、看護婦規則改正による資格年齢引き下げ等。

² 「看護職」には、看護婦・看護師に加え保健婦・保健師および産婆・助産婦・助産師を含む。

³ 「高等教育」とは「中等程度の普通教育を受けたのちの、それ以上のレベルの教育」(久保義三、米田俊彦、駒込武、児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001)であり、旧学制下における高等教育機関は後述の通り帝国大学(および予科としての高等学校)、大学、専門学校を指す。新学制においては大学、短期大学、高等専門学校3年次以上、諸官省立学校、専修学校(専門課程)が該当する。

⁴ 亀山美知子『近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護』ドメス出版、1984。

⁵ 平尾真智子『資料にみる日本看護教育史』看護の科学社、1999。

⁶ 廣重徹『科学の社会史 上』岩波書店、2002、同『科学の社会史 下』岩波書店、2003。

⁷ 近藤真庸『「保健科」成立史の研究 (I)~(IV)』(『岐阜大学地域科学部研究報告』31・40・43・46、2012、2017、2018、2020)。

⁸ 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989。

⁹ 米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』野間教育研究所、1994および米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』野間教育研究所、2000。

¹⁰ 天野前掲、17-38頁。

¹¹ 米田前掲(2000)、358-372頁。「皇国ノ道」は1943年の専門学校令に反映される一方、中等教育改革と

同様、その後の（女子）専門学校改革に対する規定性は必ずしも高くはなかったものと考えられる（橋口菊「1943年中等学校令の成立過程と大東亜建設審議会」（『教育学研究』56(2)、1989））。

¹² 企画院「大東亜建設基本方策（大東亜建設審議会答申）」（『南方軍政関係史料22 大東亜建設審議会関係史料 第一巻』龍溪書舎、1995、4-12頁）。

¹³ 「第81回帝国議会 衆議院 公立学校職員年功加棒国庫補助法中改正法律案外一件委員会 第4号昭和18年2月4日」（『帝国議会衆議院委員会議録』内閣印刷局、1943、36頁）。

¹⁴ 「女専教育を刷新」（『朝日新聞』1943年5月23日東京朝刊）。井上秀は「昨年の夏前」に「専門教育刷新協議会」が開催され、男女専門学校長会議、女子部会における検討を経て刷新案が練られたと述べている（井上秀「今次の女子専門教育改革の眼目と本校の新学制度」（『家庭週報』1944年3月15日）。大阪府女子専門学校長平林治徳は1943年8月より女子専門教育刷新委員会に参加しており、同年10月26日時点で「保健科」への改組を予期していた（70年史編集委員会『大阪女子大学 70年のあゆみ』大阪女子大学、1994、110頁）。また1943年8月10日には井上も常任理事として参加する私立専門学校協会が創設されており、刷新案の検討に参与した可能性がある（「私立専門学校協会を創設」（『朝日新聞』1943年8月11日東京朝刊））。

¹⁵ 先述の大阪府女子専門学校のほか、公立女子専門学校理事会にても1943年10月8日時点にて女子専門学校に関する規程の発令を予見している（公立女子学園百年史編纂委員会編『公立女子学園百年史』公立女子学園、1986、469頁）。

¹⁶ 「(二) 女子専門学校ハ前項ノ整理ノ目標ノ外トシ其ノ教育内容ニ付テハ男子ノ職場ニ代ルベキ職業教育ヲ施スガ為ニ所要ノ改正ヲ行フ」（『教育ニ関スル戦時非常措置方策』）。

¹⁷ 「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」（『文部時報』805、1944、69-72頁）。

¹⁸ 「女子専門学校教育刷新」（『文教維新の綱領』新紀元社、1944、17-19頁）および「女子専門教育の刷新」（『厚生問題』28(3)、中央社会事業協会、1944、50-51頁）。これらは1944年1月10日の女子専門学校長会議において提示されたもののようで（下村寿一『聖戦完遂と女子教育』日本経国社、1944、423頁）、『文部省例規類纂』等法令集への収載は管見の限り確認できなかった。

¹⁹ 1938年1月の厚生省設置以降、「厚生運動」等の形態で「厚生」は多義性を有しながらも流布してゆくが、「厚生科」については厚生女学部（1945年帝国大学・官立医科大学に新設された看護婦養成機関）と同様「看護」の麗句的表現の含意が強い。

²⁰ 前掲「女子専門学校教育刷新」。前述のように専門学校は多様な起源の学校を包摂し、学科・教育課程も雑多であったから、それらの画一化・標準化は評価はともかく画期的といえた。

²¹ 長野県短期大学大学史編纂委員会編『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』長野県短期大学、1979、124-128頁。

²² 「生理 (1) 火傷の応急処置を問ふ。(2) 人体に於ける瓦斯交換につきて述べよ。(3) 人工呼吸法の一例を記せ。(4) 呼吸運動は如何にして行はるるか説明せよ」（前掲『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』、128頁）。

²³ 鈴木正彦編『和洋学園八十年史』和洋学園、1977、123頁。

²⁴ 同志社社史史料編集所編『同志社百年史 通史編2』同志社、1979、1227-1228頁。

²⁵ 京都女子学園学園史編纂委員会『京都女子学園八十年史』京都女子学園、1990、124頁・611-612頁。

²⁶ 文部省大学学術局技術教育課『専門学校資料（下）』1956。1949年から文部省より発行された『短期大学資料』の第14号であり、上巻（専門学校関係法令・教育内容）に次いで専門学校名簿・諸統計を収載し刊行された。専門学校名簿には文部省所管専門学校の名称、位置、設置・廃止認可年月日、設置者、学科・修業年限・廃止時の定員、新制度転換後の学校名、学科等の異動の履歴が掲出されている。

²⁷ 船寄俊雄、無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』学文社、2005。同書は旧制度下における3つの中等教員免許取得ルート（①高等師範学校・女子高等師範学校卒業／②無試験検定／③試験検定）中、刊行当時本格的研究がなされていなかった無試験検定ルートの実態の解明を目的としたもので、資料編として巻末に官報に掲載された教員無試験検定許可告示および指定告示の一覧が収録されている。よって、分析対象とする各専門学校の教員無試験検定許可状況につき、同書資料編に依拠して整理した。

²⁸ 公立および私立の専門学校における学科設置・学科目の編成等については文部大臣の認可事項であり、文部省へ提出された各学校からの認可申請書類が国立公文書館に収蔵されている。また、一部の専門学校に関しては保健科への転換に際し文部省に提出された学則・学科課程や添付資料としての現在および将来の教員組織表が残存している。なお、以降の引用に際しては件名および請求記号のみを示す。

²⁹ 昭-そ-67「看護」滋賀県立公文書館。滋賀県内政部衛生課により1942～1952年の間に取得された文書の合綴された簿冊である。滋賀県立女子専門学校保健科の学科課程、実習計画等を含め保健婦規則に基づく保健婦養成所設置認可関連文書を中心とした看護行政関連文書が収載される。簿冊末尾には例規集とし

て厚生大臣等からの通達が時系列順に綴られており、同時代の保健婦行政の実態が窺える。

³⁰ 前掲『専門学校資料(下)』154・163頁。

³¹ 東京女子医科大学百年史編纂委員会『東京女子医科大学百年史』東京女子医科大学、2000、214-222頁。

³² 前掲『東京女子医科大学百年史』、218頁。

³³ 現在の京都文教大学の設置主体たる京都文教学園の前身。

³⁴ 学校法人京都文教学園『京都文教学園の百年』学校法人京都文教学園、2004、15-16・210-212頁。

³⁵ 家政科分割に際し育児科、保健科、被服科のいずれを設置するかは各学校の裁量に委ねられるため、必ずしも全ての学科が設置されるものではないが、本稿は保健科を設置した学校に着目する。

³⁶ 中等教育段階における女子教育改革の構想と展開は米田前掲(1994)に詳しいが、概観すれば次の通りとなる。即ち、高等女学校・女子青年学校における「保育及保健ノ知識」の教育徹底を包含する「人口政策確立要綱」(1941年1月22日閣議決定)、年限短縮による労働力確保を意図する「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」(1941年10月16日勅令第924号)、大東亜建設審議会における議論等の長期的な人口政策に基づく教育制度改革の志向の台頭、これらの動向を受けた民間における提言(教育研究同志会による家事科の解体と保健、栄養、保育を重点とする「厚生科」の設置を含む「女学校教育改善案」等)を経て、1943年3月25日の「高等女学校教科及び修練指導要目」の改正による高等女学校の学科としての「家政科」の「家政科家政・家政科保健・家政科育児・家政科裁縫」への分割との再編、ならびに教員免許の検定科目に対する上記4科目の追加がなされた(浅沼アサ子「戦時下の女子教育Ⅱ—高等女学校家庭科と関連して—」(『東京家政学院大学紀要』22、1982))。

³⁷ 前掲『専門学校資料(下)』7-176頁および『歴史的研究』資料編により作成。

³⁸ なお、残る1校は京浜女子家政理専門学校であり、『専門学校資料(下)』は1943年1月に保健科設置認可とする(158頁)。しかし、「保健科」の類型は「女子専門学校教育刷新」に示されたもので、国立公文書館所蔵文部省文書上も学科名称変更に伴う学則変更認可につき1944年2月28日申請、3月8日認可決裁、1944年4月適用とされる(「私立女子専門学校学則変更認可ノ件」昭47文部00263100)。

³⁹ 複数校が合冊されている場合もあるが、概念的には各学校の簿冊が存在する状態である。

⁴⁰ 京都府立、大阪府、広島、女子美術、金城、椋山、樟蔭の各女子専門学校。

⁴¹ 当時文部教学官。東京帝大文学部卒、岡崎師範学校講師、地方視学官、文部教学官、大阪府教育長、東京学芸大学教授、茨城大学教育学部長を歴任、1964年より茨城大学学長(『日本官界名鑑 昭和15年版』日本官界情報社、1940、フ-21頁、『職員録 昭和18年7月1日現在』内閣印刷局、1943、67頁、「二方義氏(ふたかた・ただし=元茨城大学学長)」(『朝日新聞』1979年7月24日東京朝刊))。

⁴² 二方義「女子専門教育の刷新について(一)」(『文部時報』810、1944、7-16頁)。

⁴³ 1910年東京帝大法科大学卒、内務省を経て1917年より文部省へ移り宗教局長、社会教育局長などを歴任、1935年より東京女子高等師範学校校長(下村前掲、494頁)。

⁴⁴ 下村前掲、427頁。本書には「女子厚生専門学校はまづ女子中等学校における育児・保健・救護の教員養成をめざしてある。女子中等学校の卒業生には今後看護婦の免許を与えることを方針とし、これに必要な救護教育を施して、有事の際に救護要員として活動せしめることとなつたが、この方面の指導に当たるべき教員は、女子厚生専門学校の卒業者に求めるのが適当である。それだけではない。看護婦・保健婦・助産婦の指導者、工場や農村の生活指導者や保健指導者など、厚生科卒業の進出すべき職域は極めて広大である。この領域には一方には家政(特に育児・看護・保健)と密接に関連し、他方には医学と深く結ぶのであるが、しかも両者の何れでも果たすことのできない技術的分野をもっているのである」(429頁)との記述もあり、女子専門学校における教員の養成と女子中等学校への供給、それによる女子中等学校での看護職養成といった、上流から下流までを見据えた構想が存在したことを伺わせる。

⁴⁵ 船寄ら前掲。教員無試験検定の認可を受けたことが確認できるのは計32校であり、大部分が1945年までに保健科を有するに至った学校である。

⁴⁶ ただし、保健婦学校講習所の指定は1944年1月19日の省令により地方長官へ委任されている(厚生省医務局『医制百年史』ぎょうせい、1976、286-287頁)ことから、「存在しなかったこと」を確言するには各府県庁文書を精査する必要があると思われる。

⁴⁷ なお宮城県女子専門学校の保健科転換に係る学則変更認可申請書には、保健科定員増加の理由として「一、東北各県及北海道地方ノ急速ナル体位体力向上ノため従来ヨリ更ニ多数ノ指導者養成ヲ要スル状態ニアリ

ニ、女子中等学校、大学研究助手、健民修練所ソノ他各方面ヨリノ指導の求人数極メテ多ク従来ノ六〇名ニテハ到底ソレヲ要請ニ応ジ切レザル状態ニアリ

三、保健科ニテハ女子中等学校ニ於ケル理科物象ヲモ担当シ得ルヤウ教育スルヲ以テ同方面ノ教員補充ヲナシ得ルモノナリ(従来ノ家事科ニ於イテ同様ノ趣旨ニテ教育シ好成绩ヲ収メツツアリ)理科教員払底ノ折柄県当局モ亦カカル措置ヲ切要シ居ル状態ナリ従ツテ従来ノ六〇名ニテハ不足ナリ」

木野：戦時体制下における看護学の高等教育への展開

等と記載されており、専門学校保健科の両義的な性格を窺うことができる（「宮城県女子専門学校数学科設置及生徒定員変更並に学則中改正の件認可」昭47文部00238100）。

⁴⁸ 宮城県女子専門学校（「宮城県女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00238100）、京都府立女子専門学校（「京都府立女子専門学校学則並生徒定員変更認可」昭47文部00242100）、実践女子専門学校（「実践女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00200100）等。

⁴⁹ 大妻女子専門学校（「大妻女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00206100）等。

⁵⁰ 「宮城県女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00238100。

⁵¹ 「京都府立女子専門学校学則並生徒定員変更認可」昭47文部00242100および府立女子専門学校学科変更並学則中改正認可」昭47文部00237100。

⁵² 「看護」を含む科目を設置していなかった学校は椛山女子専門学校、広島女学院専門学校、活水女子専門学校、「衛生」を含む科目を設置していなかった学校は和洋女子専門学校、安城女子専門学校。

⁵³ 和洋女子専門学校など。同学校は1944年3月9日付の授業料増額改訂を目的とした学則変更認可申請書にて、保健科教員増員を授業料増額の事由の一つとして挙示している。

⁵⁴ 「京都府立女子専門学校学則並生徒定員変更認可」昭47文部00242100。

⁵⁵ 「府立女子専門学校学科変更並学則中改正認可」昭47文部00237100。

⁵⁶ 教育内容は書道、作業、音楽、邦画、洋画、華道、茶道、謡曲。音楽のみ既存教員が担当するが、茶道に講師二名の配当が予定されているため8名となる。

⁵⁷ 「広島女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00245100。

⁵⁸ 「防護訓練」自体は「修練」の下位科目である。

⁵⁹ 「樟蔭女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00217100。

⁶⁰ ただし、担当科目・時間等から1946年度の新任者中12名は1945年度新任者の留任と推察されるから、1945年度比の新任者は6名と考えられる。

⁶¹ ただし、上述のように1945年度新任者は1946年度にも留任する公算が高いから、実態としては1945年度の「生理衛生」担当教員1名、1946年度の「母性保健、保健」担当教員1名の計2名を新規採用する予定であったと思われる。

⁶² 「樟蔭女子専門学校学則中変更認可」昭47文部00217100。なお、申請自体は補正がなされ1946年6月8日付での認可となっている。

⁶³ 東京家政専門学校は私立学校中数少ない総定員においても2割超の増加が見られる学校であるが、認可文書には事情として系列校である東京家政学院（各種学校・ともに財団法人家政学院が設置）につき各種学校整理の対象となり選科の廃止および志望者の大幅な減少の見込まれることが記載されている（「東京家政専門学校学則中変更認可」昭47文部00202100）。

⁶⁴ 東京女子医科大学百年史編纂委員会『東京女子医科大学百年史』東京女子医科大学、2000、221頁

⁶⁵ 「京都女子厚生専門学校廃止認可について」昭59文部02407100（「昭和二十六年～昭和二十八年・旧制専門学校の廃止（公私立学校）・第一冊」国立公文書館）。

⁶⁶ 学校法人京都文教学園『京都文教学園の百年』学校法人京都文教学園、2004、212頁。

⁶⁷ 山本春江、菊池美智子、太田尚子「青森県における草創期の保健婦養成に関する考察 『保健師法案』に名を連ねた弘前女子厚生専門学校」『青森中央学院大学研究紀要』28、2017）。

⁶⁸ 「学校図書館及博物館規則総規・保健科を生活科と改称の件」昭59文部02411100（「昭和五年～昭和十四年、学校図書館博物館規則総規所管外・昭和十七年～昭和二十四年、学校図書館及博物館総規」国立公文書館）。

⁶⁹ 前掲『専門学校資料（下）』7-176頁。

⁷⁰ 「女子専門学校刷新」に基づく保健科学科課程における保健の授業時間数は245時間（総時間：4095～4410時間）であるところ、滋賀県立女子専門学校については1120時間（総時間：3570時間）であった（「滋賀県立女子専門学校（滋賀）」昭47文部01575100（設置廃止（位置変更、改称）に関する許認可文書・専門学校」国立公文書館））。

⁷¹ 前掲「滋賀県立女子専門学校（滋賀）」昭47文部01575100。

⁷² 「保健婦養成所指定について何」（昭-そ-67「看護」滋賀県立公文書館）。

⁷³ 滋賀県立短期大学『滋賀県立短期大学の歩み』滋賀県立短期大学、1996、69頁。

[附記] 本研究は、JSPS 科研費 23KJ1321 の助成を受けたものです。

（日本學術振興會特別研究員 教育哲学・教育史学コース 博士後期課程1回生）

（受稿 2023 年 8 月 29 日、改稿 2023 年 11 月 20 日、受理 2023 年 12 月 21 日）

戦時体制下における看護学の高等教育への展開 —女子厚生専門学校および女子専門学校保健科の光芒—

木野 涼介

戦時体制下においては、女子厚生専門学校・専門学校保健科の新設・設置との形態で局所的な看護学の高等教育への展開が見られた。女子厚生専門学校は戦時体制下における看護職養成需要と学校運営者の高等教育機関への展開意欲がマッチし1945年までに2校が新設された。専門学校保健科は「女子専門学校教育刷新」に基づく女子専門学校の再編の一環として既存の女子専門学校家政系学科の転換により設置され、言説レベルでは看護職養成をも想定した。然るに、教育課程・教員組織は保健科設置以前との高い連続性を有し、実態は保健科教員・公衆衛生指導者養成の国家的要求と女子専門学校の現実の妥協点に成立した学科といえた。戦後、戦時に新設された女子厚生専門学校は廃止され、保健科は家政系学科に復した。戦後設置の滋賀県立女子専門学校保健科は保健科において保健婦教育のなされた唯一の事例であったが、新制短期大学へは承継されなかった。

A Study on the Transformation of Education in Joshi Semmon Gakko Including Nursing Education During the Wartime Regime in WWII: The Prosperity and Downfall of Joshi Kosei Semmon Gakko and Hoken-ka at Joshi Semmon Gakko

KINO Ryosuke

During the Wartime Regime in WWII, Nursing Education acquired higher education status with the founding of Joshi Kosei Semmon Gakko (Women's Welfare College) and conversion of Kasei-ka (Domestic science department) to Hoken-ka (Healthcare department) at Joshi Semmon Gakko (Women's College). Two Joshi Kosei Semmon Gakko were founded as a result of the growing demand for nurses and school administrators' desire to elevate their schools to colleges. Hoken-ka at Joshi Semmon Gakko, established as conversion of Kasei-ka by the order of "Joshi Semmon Gakko Kyoiku Sasshin" (The Direction of Reformation about Women's College), had the purpose of including Education of Nursing as a profession. Despite their official purpose, the contents of subjects changed little and the structure of faculty was not different before and after the establishment of Hoken-ka. Hoken-ka were also founded as a compromise between Governmental demand for nurses and the actual situations in schools. After the end of WWII, Joshi Kosei Semmon Gakko founded by 1945 disappeared and Hoken-ka reconverted to Department of Domestic Science or Home Economics. Although Hoken-ka at Shiga Prefectural Women's College was only for training of Hoken-fu (Public Health Nurse) in Hoken-ka, this activity was suspended when the College transformed to Tanki-Daigaku.

キーワード: 女子専門学校教育刷新、女子厚生専門学校、女子専門学校保健科、看護学、家政
Keywords: The Direction of Reformation about Women's College, Women's Welfare College, Healthcare department at Women's College, Nursing, Domestic Science